

| | |
|------------------|---|
| Title | 群島における領水の劃定について |
| Sub Title | The territorial waters of Archipelagos in International law |
| Author | 中村, 洸(Nakamura, Kō) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1971 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.11 (1971. 11) ,p.1- 27 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19711115-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

群島における領水の劃定について

中 村 洸

一 序にかえて

- 二 ハーグ国際法典編纂會議における群島の領水問題とその前後の学説
- 三 イギリス・ノールウェー漁業事件と国際法委員会における群島条項の審議
- 四 海洋法国際會議における群島問題の審議
- 五 領海及び接続水域に関する条約の規定の解釈又は適用について
- 六 結論——最近の海洋法の動向と群島問題

一 序にかえて

一九五八年に、ジュネーブで開催された第一次海洋法国際會議は、領海及び接続水域に関する条約を採択した。この条約は、条約の規定する所定の批准書の寄託をえて、一九六四年九月三〇日に、その効力を発生した。この条約の当事国は、日本を含み、一九七一年六月一日現在、四〇か国である。

領海及び接続水域に関する条約が、現行の領水劃定⁽¹⁾についての一般的規則として少くともその条約の当事国の間で有効に

群島における領水の劃定について

行なわれていることは事実である。第一次海洋法會議も第二次海洋法會議も、領海問題の中心議題であつた領海の幅を统一的に決定することに失敗した。一九七〇年の國際連合の總會決議二七五〇Cは、できうれば一九七三年に海洋法の國際會議を開催することを決定した。

その決議は、會議の議題に關連して次のように述べている。

國の管轄權の範圍をこえる海底区域及びその資源のための公平な國際制度の設立——國際機構を含む——その区域の正確な定義、及び公海、大陸棚、領海（その幅の問題と國際海峡の問題を含む）及び接続水域、漁業及び公海の生物資源の保存（沿岸國の優先權の問題を含む）、海洋環境の保存（特に汚染の防止を含む）ならびに科學的調査の諸制度に關する諸問題を含む、廣泛な關連問題處理する海洋法に關する會議を一九七三年に招集することを決定する、と。

この決議に示された議題は、海の國際法の最近の動きのなかで、重大な課題であることはいうまでもないであろう。⁽²⁾ 領海の幅の問題が、過去二回の國連の會議で統一的決定に至らなかつたことを反映して、現在主として先進諸國の間で、領海の幅を二カイリで統一しようとする努力が続けられているといわれる。このような動きに対抗して、主としてラテン・アメリカ諸國は、その領海又は海洋主權の及ぶ範圍を二〇〇カイリにしようとしている。群島における領水の劃定の問題は、後進諸國の最近の海洋管轄權の拡大傾向のうちにあつて、再び問題化する様相を示している。⁽³⁾

このような情況のもとで、群島⁽⁴⁾における領水の劃定の問題を再検討しておく必要が生じている。群島における領水の劃定の問題は、一九三〇年のハーグ國際法典編纂會議、國連國際法委員會、海洋法會議を通じて、常に討議の対象とされてきた。しかし、いずれの會も、群島における領水の劃定に關する特別な条項を採択するに至らなかつた。その意味において、群島における領水の劃定に關する問題は、國際法的に未解決の問題である。

國際法的に未解決であるという意味を理解するために、領海及び接続水域に關する二つの条項を次に引用しておく。

第四条第一項(直線基線) 海岸線が著しく曲折しているか又は海岸に沿つて至近距離に一連の島がある場所においては、領海の幅を測定するための基線を引くにあつて、適当な地点を結ぶ直線基線の方法を用いることができる。「この条項に次いで直線基線の適用条件が五項目列挙されている」

第一〇条第二項(島) 島の領海は、この条約の規定に従つて測定される。「この条項は、島は、それ自体の領海をもつという文から成立したもので、一般的には通常基線(島の低潮線から領海をはかること、ならびに第四条一項の島の条件のもとでの直線基線の適用を示唆している)」

群島は、通常二つのカテゴリーに分けて理解されている。一つは、沿岸近くに位置している沿岸群島(*coastal archipelagos*)他は、大洋のなかにある大洋群島(*mid-ocean archipelagos*)である。これら二つの群島の区分は、必ずしも明確な基準が示されていないようであるが、群島の領水の測定問題に重要な意味をもっている。

群島における領水判定の問題は、多数の島々が自然の地理学上の単位を組成しているような形で接近して位置しているとき、領海は、それぞれの島の海岸から測られるか、それとも領海は、全体としての群島のもつとも外側の島を結ぶ基線から測られるか、という形で示されてきた。領海及び接続水域に関する条約の関係規定は、群島にどのように適用されるのか。

本稿は、群島における領水の判定問題が国際法上未解決であるという意味を明らかにし、領海及び接続水域に関する条約の関係規定の解釈と群島に対するその適用関係を明らかにし、併せて最近の海の国際法の動向に照して群島理論の志向点を解明しようとするものである。

(1) 本稿で領水とは、領海及び内水を含む語として使用し、領海が内水か明らかでない場合も含めて領水の語を使用してある。

(2) その全般的な展開については、拙稿「海洋開発と国際連合——海洋法問題をめぐる国連二五年の回顧と第三次海洋法会議への展望——国際法外交雜誌第六九巻第四・五・六号合併号 二五二頁—二八三頁参照。

(3) 一九七一年八月ジュネーブの海底平和利用委員会に、後進国グループは、海洋法会議の議題リストに群島理論を掲げている。

(4) 群島という用語は、わが国において地理学上使用されないことが決定され、従来の群島の語はすべて諸島の語におきかえられている。国際法では、その論点は群(*group*)におかれるため古い用法に一応従つておくことにする。

二 ハーグ國際法典編纂會議における

群島の領水問題とその前後の學說

一つの島の領海劃定と群島における領水の劃定とを、國際法の制度のうえで區別しようとする考え方が、積極的に唱えられるようになったのは、一九二〇年の後半になつてからであるといつてよいであろう。學說においてたとえば、ホール(Hall, W.E.)は、海岸のある自然地理的な特殊性が、領域の境界に影響する例として、キューバ沖のパハマ諸島などをとりあげ、群島内の水域が領域内に含まれるか否かは、淺瀬の深さと開口部の幅によつて決定されなければならない。各群島は、そのもつている価値によつて判斷されなければならない、と述べている。アルバレス(Alvarez)は、一九二四年の國際法協會の會議において、一つの島の領海の劃定と區別して、群島の島々が一つの全体とみなされる群島のあるところでは、領海は、群島の中心からもつともはなれたところに位置する島からはかられる、という案を用意した。このアルバレス提案は、國際法協會によつて正式に採択されなかつた。アルバレス提案と類似の提案は、一九二六年のアメリカ學會によつて行なわれた。その提案では、群島を構成する島及び珊瑚礁が一つの単位をなしている場合と表現されている。組成する島々が一つの単位をなす群島という表現は、ジェサップ(Jessup, P.C.)以来しばしば用いられている。⁽³⁾

一九三〇年のハーグ會議を前にして、ハーバート研究グループの草案は、島の領海の規定を用意したが、群島に特別な規定を設けるべきではないと解説している。⁽⁴⁾一九二〇年代の島の領海劃定と群島の領水劃定とに関する學說は、一方において群島の領水劃定を一つの島の領海劃定から區別し、群島の外側に一連の領海帯を認めるべきであるという提案があり、他方において原則として個々の島の領海劃定で足りるという見解が示されていた。

ハーグ會議の準備委員會は、当時の學說の状態を考慮して、一つの単位をなす群島又は全体としての群島を何らかの基準

によつて決める趣旨において、諸国の政府にその見解を求めた。周辺の島の間の距離が、どのくらい近い場合に、全体としての群島が一連の領海をもつことを認められるか。諸国の政府の、この質問に対する回答は、当時の学説をほぼ反映して、群島における領水の劃定を島の領海の劃定から區別する立場と區別しない立場に分れていた。

ハーグ會議の準備委員會の質問の趣旨に応じた回答として、次の回答に注目する必要がある。

日本国政府は、群島の外側の島の間の二つの近接する島の間の距離が、一〇カイリをこえないとき、全体としての群島は単一体とみなされ、領海の幅は群島の外側から沖側には⁽⁵⁾かられる。

この回答は、単一体とみなされる群島を、外側の島の間の距離一〇カイリをこえない、という具体的な規準を提供したものと、今なお注目されている。諸国政府からの回答を考慮して、ハーグ會議の準備委員會は、群島における領海問題の討議の基礎案を次のような文で作成した。

一国に属し、かつ群島の周囲において領海の幅の二倍をこえる距離によつて島相互が分たれていない群島の場合において、領海の幅は群島のもつとも外側の島からは⁽⁷⁾かられる。群島内に含まれる水域もまた領海となる。

同規則は、本土からの距離が、領海の幅の二倍をこえないところにある島に⁽⁶⁾関しても適用される。

この討議の基礎案に対して、修正の提案を行なつた国は決して多くはなかつたが、大体において三つの方向が示されているといつてよいであらう。

アメリカ政府は、原則として島の領海の劃定は、それぞれの島の海岸から沖へ三カイリでは⁽⁷⁾かられ、島は三カイリの領海帯によつて囲まれるという考え方を示した。どちらかといへば、群島の討議の基礎案は削除すべきであるという考え方である。この考え方は、同時に群島内の水域の領海性の維持にも連なつてゐる。

ポルトガル政府は、群島の場合において群島を形成する島々は一つの単位とみなされ、したがつて領海の幅は群島の中心

からもつとも遠い島々からはかられるという考え方を示した。⁽⁸⁾ この考え方は、一単位と考えられる群島を島の間の距離によつて限定しないこと、をめざしている。

日本政府は、群島の外方の各島間の距離を、領海の幅の二倍にかえて一〇カイリをこえない場合とし、この場合には群島全体を一体と認めて、群島の外方において領海をはかることを認めるといふ考え方を示した。⁽⁹⁾ この考え方は、群島内水域の領海性をむしろ否定する方向を示唆している。⁽¹⁰⁾

このほか、別の討議の基礎案に関連して、ノールウエー、スウェーデンは、共同して、とくに湾と沿岸群島に関して、直線基線が湾又は群島の外方の海の開口部を横切つてひかれるといふ提案を行なつている。⁽¹¹⁾

群島の領水問題に関する討議の基礎案や諸国の修正案が、ハーグ会議においてどのように審議されたかは明らかでない。ソレンセン教授の論文によれば、第二小委員会が審議の対象とされたのは、次のような案であつたといわれている。⁽¹²⁾

三以上の島又は二以上の島と本土からなる群島において、島の間の距離又は島と本土の距離が一〇カイリをこえない場合において、領海は、島と本土を結ぶ又は島と島とを結ぶ基線からはかられる。その基線は、長さ一〇カイリをこえないものとする。

この規定の適用は、領海によつて全体としてかこまれた海域の現存の法的状态を変更しないものとする。

ハーグ会議で審議の対象とされたこの案は、国際法学会における周辺の島に限らない島間の距離の限定の提案と一〇カイリの日本提案を結合させたものと考えられる。第二小委員会の報告は、群島及び海岸ぞいの島々に関して、小委員会の多数意見は、一〇カイリの距離を、領海をはかる基礎（線）として採択されるべきであるといふことであつた。しかし、専門的細目が明らかでないために、この問題について正確な条文起草しようといふ考えは放棄しなければならなかつた。小委員会は、群島内に含まれる水域の性質に関して意見を表明しなかつた、⁽¹³⁾と記録されている。

ハーグ会議における群島の領水問題は、その討議の基礎案と第二小委員会の非公式の討議案としてその報告から次のよう

な問題点があつたことが推測されるであらう。第一に、一つの島の領海測定と群島の領水測定に異なつた制度を設けるか否か。第二に、群島の領水測定に異つた制度を設けるとすれば、異なつた制度の適用をうける群島をどのような基準によつて決定するか。第三に、その基準は、領海の幅の二倍(當時は六カイリ)か、一〇カイリか、あるいは画一的な限定をしないか、そのいずれが妥当であるか。第四に、これらいずれかの基準で、群島における領水の測定を考へるにしても、群島内の水域の法的性質はどのようなものであるか。第五に、沿岸ぞいの群島とそれ以外の群島とは同じ規則によつて規制されるものであるか。ハーグ會議は、これらの諸問題を整理することは時間的にも資料的にも不可能であつた。

ハーグ會議以後、海洋法の權威として名を知られるジードルは、群島における領水の測定問題について、大要、次のように述べている。

沿岸群島⁽¹⁴⁾に関して、沿岸群島は、一つの単位としてあつかわれたいという原則を容認してよいと考へられる。群島の島の間又は本土と島との間の距離は、原則として一〇カイリをこえないものとする。一〇カイリをこえる基準は、歴史的水域の理論によつて正当化されることもある。沿岸群島内又は群島と本土との間の水域の性質は、内水でなく、領海と考へられる。

陸からはなれて存在する群島⁽¹⁵⁾において、領海の測定は、個々に各島のまわりに通常の規則に従つて行なわれる。この原則に対する例外は、歴史的水域の理論から考へられる。この原則の適用の結果、群島内の領海によつて圍繞される公海の部分は、湾について適用される一〇カイリの規則を類推適用して領海としてよいであらう。

ハーグ會議は、沿岸群島と大洋群島とを群島という統一事項で処理しようとしてきた。沿岸群島と大洋群島とで適用される法が異なるというジードルの示唆が、一九三〇年のハーグ會議で確立していたと評価することはできないように思われる。当時の実行において、問題の関心は、大洋群島よりも沿岸群島に向けられていた。沿岸群島における直線基準による領水の

劃定は、一九五一年のイギリス・ノールウェー漁業事件において、いわゆる統一の群島理論よりも、むしろジードルのいわゆる歴史的水域の理論ないし湾と沿岸群島に関するノールウェー・スウェーデン共同提案の線で、部分的に問題とされることになつた。

(1) Hall, W.E., *A Treatise on International Law*, 8th ed. 1924, § 38, p. 149.

(2) International Law Association, Report of the 33rd Conference, 1924, p. 266 et seq. UN. Document A/CONF. 13/18, p. 291 以下引照。なお国際法学会も一九二八年の決議で、沿岸群島と大洋群島を区別し、前者をめぐり、島と本土および島の間の距離を領海の幅の二倍をこえない群島を単一体としておろし、後者においては周辺の島間の距離を領海の幅の二倍をこえないものを単一体としておろし、かゝる提案を行なつてゐる。

(3) Jessup, P.C., *The Law of Territorial Waters and Maritime Jurisdiction*, 1927, p. 457.

(4) Research in International Law, Harvard Law School, *The Law of Territorial Waters*, Tentative Draft, No. 2, 1929, p. 42, p. 53.

(5) 島嶼の周囲の領海をめぐつての日本政府の回答は、次のような文で表現されてゐる。

一 國の領海内に島嶼を存する場合は於ては島嶼の沿岸より更に外方に三哩を測りて、其國の領海を海洋の方面に拡張するを認むべく、島嶼が領海の外に存する場合に於ては、島嶼の沿岸より三哩を測りて、其の陸地の沿岸より測れる三哩の領海の範圍と重複すると否とに拘わらず、島嶼より三哩以内を其國の領海に屬せしむべきものと爲す。是点に於て陸地に近き島嶼と否とに依りて特に區別を設くるの必要なしとす。但し陸地と島嶼との間の海峡に付ては第七に述ぶる所が適用されるべきなり。群島の場合に於ても原則としては各島嶼の沿岸より三哩の距離を測りて領海と爲すの通則に依るを以て足れりとし、特に之に異なる事を認むるの必要なし。但し群島の外方の各島嶼間の距離が十哩を超えざる場合においては群島全体を一体と認めて群島の外方に於て領海を測ることを認む可なりとす。

(6) Bases of Discussion drawn by the Preparatory Committee, Basis of Discussion, No. 13, League of Nations, Acts of the Conference for the Codification of International Law, C. 351(b), M. 145 (b), 1930, V. 1930, p. 180.

(7) *Ibid.*, p. 200.

(8) *Ibid.*, p. 192.

(9) *Ibid.*, p. 189 "the whole group shall be regarded as a single unit"

(10) 附議の基礎案第一頁末段の "Waters included within the group shall also be territorial waters" の削除の提案が、直ちに群島内水域の内水性を認むる解決に達せざらばどうかの疑問は残すべし。

(11) League of Nations, Acts of the Conference for the Codification of International Law, C. 351(b), M. 145(b), 1930, V. 1930, p. 191.

(12) Spransen, M., *The Territorial Sea of Archipelagos*, *Varia Juris Gentium, Liber Amicorum Jean Pierre Adrien François*, 1959, p. 318.

(12) League of Nations, Acts of the Conference for the Codification of International Law, C. 351(b), M. 145(b), 1930, V. 1930, p. 219 (Appendix 2, Report of the Second Sub-Committee).

(14) Gidel, G., Le Droit International Public de la Mer, tome III, 1934, p. 724.

(15) *Ibid.*, p. 718.

三 イギリス・ノールウェー漁業事件と

国際法委員会における群島条項の審議

ハーグ会議は、群島における領水の劃定について何らの決定も行なわなかつた。しかし諸国の意見は、群島における領水の劃定についての問題点を明らかにした。ハーグ会議の一般的意向は、一つの島の領海劃定と群島における領水の劃定とを國際法の制度のうえで區別することを示唆していた。國際法委員会の特別報告者フランソワ教授が、この問題をてがけた時に、國際司法裁判所では、イギリス・ノールウェー漁業事件が係属していた。

この事件に対する國際司法裁判所の判決は、一九五一年一月一八日に行なわれた。判決は、ノールウェーのある沿岸の特殊な形状を考慮して、その沿岸水域での直線基線による領水の劃定を正当と認めた内容になつてゐる。判決文は、ノールウェー沿岸の地理的現実を説明したところにおいて、多数の島々、小島、岩礁という表現を使用した。たとえば、山嶽のような大小の島々、小島、岩礁は、ノールウェーの本土の延長に他ならない、あるいは、スキエネルガールドのような群島に接しているところでの領海の劃定に、一〇カイリの規則を適用することはできない、などである。

とくに判決は、群島に関連して次のように述べてゐる。

この關係において、諸国の実行は、法の一般的な規則を形成することを正当なものとしてゐない。群島又は沿岸群島を灣に関する制限(島の間の距離が領海の幅の二倍、一〇カイリ又は一二カイリをこえない)を類推した条件に従わせようとする試みは、提案の段階

群島における領水の劃定について

以上のものではない⁽²⁾、と。

イギリス・ノールウェー漁業事件の国際司法裁判所の判決が、群島における領水の劃定問題について、どのような法的意味をもつかについては、いろいろな解釈が可能であろう。少くとも、紛争の対象となつたノールウェーの水域に、沿岸群島の概念に含まれる島々が存在し、これらの島々を結ぶ直線基線の制度を適用すること、直線基線の長さは一〇カイリに限定されないことを裁判所が認めたことは否定できない。問題は、裁判所がこのような沿岸群島での長い直線基線の採用を認め、たのはその紛争海域に限つてのことと解釈されるのか、それともより広い視野での適用可能性をもつものと解釈されるか、である。前項で引照したジーデル教授の沿岸群島における領水の劃定に関する説明に従つて理解するとすれば、ノールウェーの沿岸群島にひかれた長い直線基線は歴史的水域の理論にもとづいて認められたと解釈することが正しいかどうかである。この点に関する解釈は一致していない。注意しなければならぬのは、この判決を契機として、沿岸群島における領水の劃定の問題が、島又は群島の領海問題よりもむしろノールウェー・スウェーデン流の直線基線の問題に転化され始めたということである。

国際連合の国際法委員会のこの問題の特別報告者フランスワ教授は、群島における領水の劃定に関する条文を三度変更した。

特別報告者は、彼の第一報告書⁽³⁾において、群島及び沿岸ぞいの諸島に関して、一〇カイリの線は、公海の方へ領海をはかるための基線として採用される、その群島内に含まれる水域は内水をなす、という条文(第一〇条)を用意した。同時に海岸が深い出入又は切り込みがあるか又は群島によつて縁どられるところ、で基線は低潮線によらない、という条文(第五条二項)を用意した。この二つの条文は、同時に沿岸群島に適用されるため、二つの規定の關係が明らかにされていなかつた。彼の第二報告⁽⁴⁾において、第五条二項を修正しかつその規定を例外規定とした。原則規定としての第一〇条は、群島及び

沿岸ぞいの諸島に関して、一〇カイリの線が基線として採用されるとした。しかし沿岸群島に関する領水の劃定についての、原則(第一〇条)と例外(第五條)の關係は、専門家の意見を入れて報告書から除かれた。特別報告者は、彼の第三報告書⁽⁵⁾の第一二条を、群島 (Groups of Islands) に関する規定として次のように作成した。

1. 法的意味において、群島という語は、長さ五カイリをこえない直線によつて結ばれたとき海の一部を囲む三以上の島を意味することに決定する。但しそのうち一本の直線は、最大一〇カイリまで拡げることができる。

2. 前項の規定する直線基線は、領海をはかるための基線とする。これらの線と島自体によつて境界づけられた区域のうちにある水域は内水とする。

3. 群島は本土の海岸線の一部とともに列島 (a string of islands) を形成することもできる。本条第一項第二項に定めた規則は同じく適用される。

この規定は、沿岸をふちどつているような群島よりもむしろ、一般的には大洋群島又は列島の規則として提案されたものである。⁽⁶⁾沿岸をふちどつている形状の沿岸群島には、直線基線の規定で処理する意向が示されていた。

フランソワの提案になるこの条項は、一九五五年の国際法委員会で、簡単な討議が行なわれた。直線基線の長さの問題、群島内水域の性質の問題が若干の委員によつて指摘されたほか、具体的には、キューバ諸島、フィンランド沖のオーランド諸島が関係委員によつてひきあいに⁽⁷⁾された。多数の委員は、フランソワ報告のこの条文がどのような群島海域に適用されるかについて明確な認識をもつていなかったように思われる。フランソワのこの条文の審議は、次の会期に再び審議するという条件で暫定的に削除された。

一九五六年の会期において、国際法委員会は、この問題を審議した。特別報告者は、委員会における問題点を集約して次のように述べている。

委員会は前の会議において群島について特別な条項は必要でないという趣旨の決定をした。この決定の結果が何であつたかを實際問

題として考えてみなければならぬ。委員会は、群島において各島はそれ自身の領海をもつという決定をした。委員会は、群島のすべての島々を包圍する一連の閉鎖水域を認めないという決定をした。それならばフィリピンのような全体としてこのような島々から組成されている国では群島水域の領水はどうなるのか、と。⁽⁸⁾

委員のある者は、群島について特別な条件を定めることが必要であるといい、他の者はインドネシアのように島の間の距離が桁はずれのところまで含むことはできないと発言した。この会期の審議において表明された、二つの見解に注目しておく必要がある。一つは、フィッツモーリス委員(イギリス)の意見である。

実際に困難なことは、何が群島であるかをきめることである。島々が広く散らばっており、かつその全体の内側の範圍が非常に大きいこともあるであろう。特別な制度が、一つの地理的かつ政治的単一性を組成するほどに十分に密接に群をなす場合を確定する必要がある。……ハグ会議は、どんな合意も、どんな約款も条約案のうちに具体化しなかつた。しかし、若干の国々は、基線内の水域が内水となることなく、航行の権利を保つ領海という条件で基線をひくことに同意している。群島に関する法は、それゆえに解決されないままに残されている。

フィッツモーリスは、委員会は群島の制度を確立することを望んでいるのかどうか、どうすれば確立することができるか、どのようにしてこのような群島を定義するべきか、基線内の水域の地位はどうなるか、⁽⁹⁾を問うていた。フィッツモーリスのこの発言は、群島に関する具体的な科学資料の整わない段階での一般的法典化の企てへの疑いであつた。

今一つ注目されてよい意見は、ズーレック委員(チェコスロヴァキア)によつて述べられた。

直線基線 近い島々にとつてだけ実際の解決を提供しているにすぎない。群島が海岸から離れて、地理的、経済的かつ政治的單位を形成している場合には、特別な規定がそれらのために作られなければならない。委員会が、沿岸沖の島々に直線基線の制度を認めたとすれば、もつばら島々から構成されている群島国のために類似の約款を起草しないのは、不公平になるであろう。⁽¹⁰⁾

結局、委員会は、この段階で群島問題を更に検討することを断念し、外交會議にまかすことに決定した。国際法委員会の報告書は、群島における領水の劃定問題を、島の条文(草案第一〇条)の註釈において、次のように述べている。

委員会は、群島に関する規定を本条に続けておくつもりであった。一九三〇年のハーグ会議と同じように、委員会はこのことに関連した困難を克服することができなかった。この問題は、いろいろな群島のある海において、それぞれ方式が異なっているために異常なほど複雑である。委員会は、領海の幅の不一致のためばかりでなく、この問題に関する専門的な資料のないために意見を述べることができなかった。委員会は、この問題の重要性を認めており、その後国際会議が提案された規則を研究するときには、それに注目したい。委員会は、参照資料として、第五条が沿岸沖にある群島 (Groups of islands lying off the coast) に適用されうるということを指摘しておく。

国際法委員会は、群島における領水の劃定について特別な条文を採択しなかつた。問題は、その意味において未解決のままに残されたことになる。しかし、群島問題の取りあつかいにおいて、沿岸群島と大洋群島を分けて認識する傾向が次第に顕著になつたし、とくに沿岸をふちどつている群島における領水の劃定は、第五条の直線基線の規定の解釈の枠内で処理する傾向が示唆されている。委員会の直線基線に関する条項には、直線基線の長さを距離によつて限定する方式はない。そこで提供された規準は、イギリス・ノールウェー漁業事件の判決の一般化的規準に他ならなかつた。このことは、沿岸群島における領水の劃定が、沿岸国の地理的、経済的実質の基準によつて行なわれる可能性に途を開くことになつた。他方において、大洋群島における国際法委員会の審議は、全く試論の域をでていなかつたといえるであらう。

- (1) International Court of Justice, Reports of Judgments, Advisory Opinions and Orders, 1951, p. 127.
- (2) *Ibid.*, p. 131.
- (3) A/CN. 4/53, Yearbook of the International Law Commission, 1952, vol. II, p. 36-37.
- (4) A/CN. 4/61, Yearbook of the International Law Commission, 1953, vol. II, p. 69.
- (5) A/CN. 4/77, Yearbook of the International Law Commission, 1954, vol. II, p. 5.
- (6) 1954年6月27日「Certain Legal Aspects concerning the Delimitation of the Territorial Waters of Archipelagos by Jens Evensen. U.N. Document A/CONF. 13/18. (Preparatory document No. 15) p. 292-294」及び Spenssen, M., The Territorial Sea of Archipelagos, VARIA

JURIS GENTIUM, 1959, p. 319-321. 參照。

- (7) Yearbook of the International Law Commission, 1955, vol. 1, p. 217-218 & 252.
- (8) Ibid., 1956, vol. 1, p. 193-195.
- (9) Ibid., 1956, vol. 1, p. 194.
- (10) Ibid., 1956, vol. 1, p. 194-195.
- (11) UN Report of the International Law Commission, 1956 (A/3159) p. 17.

四 海洋法國際會議における群島問題の審議

一九五八年の第一次海洋法國際會議における領海問題の審議は、ほとんどすべて國際法委員会の原案を基礎として行なわれた。このため、國際法委員会が、群島における領水劃定に関する規定を特に留意しなかつたことを反映して、群島における領水劃定問題は、海洋法會議において、本格的な討議の対象とはならなかつた。しかし群島における領水の劃定が、直接自国の海への支配管轄の問題に関係する国々は、第一次として一九六〇年の第二次海洋法國際會議を通じて、機会あるごと*1)*にいわゆる群島理論による特別な領水劃定の一般的な法制化の必要を強調していた。

たとえば、キューバ政府は、國際法委員会の原案に対する政府コメントにおいて、次のようにその見解を表明した。

キューバ政府は、原案第一〇条の註釈第四項で、委員会が直線基線に関する第五条は沿岸の沖合にある群島に適用することが可能であろうと指摘していることに注目している。しかし會議は、群島を、純粹にかつ單純に直視するような規定をもつた条文を完成させること、そして沖合の群島に現在適用可能な基準を類推して、ある客観的な基準を定めることを希望している。このような規定は、単一の地理的かつ經濟的存在を組成している群島に適用されるように作成されなければならない。⁽¹⁾

キューバ政府のこの見解は、キューバ沿岸沖の島、小島、砂州とキューバ本土にある水域を内水としてきた現状が、第五

条の直線基線の条件に全く符合するものとして解釈してよいかどうか疑問をもつた発言と考えてよいであろう。沿岸群島に、第五条の直線基線をそのままに適用する疑問は、他の沿岸群島国からも提示されていることに注意する必要がある。

海洋法会議において、ユーゴスラヴィアは、草案第一〇条の規定を修正する次の提案を行なっている。

島はそれ自身の領海をもつという趣旨の草案第一〇条を、第一項とし、次の二つの項を加える。

第二項、第四条（通常基線）及び第五条（直線基線）の規定は、島に適用される。

第三項、公海の前面にある島々の海岸の適当な諸点を結ぶ直線基線について、第五条に規定された方法は、海岸から隔つた群島にも同じく適用される。このような線と島々の内にある海域は島の内水とみなされる。⁽²⁾

このユーゴスラヴィアの修正案は、第五条の直線基線が海岸に沿つて至近距離に一連の島がある（there are islands in its immediate vicinity）場合のみならず、海岸から隔つた群島（groups of islands distant from the coast）にも第五条を適用することを意図したものである。ユーゴスラヴィア提案が、自国のアドリア海の沿岸群島への直線基線の制度を条約上正当とする意味で提案したもののか、大洋群島国への配慮のためにこの提案を行なつたものかは必ずしも明らかでない。ともあれ、キューバやユーゴスラヴィアといった、カテゴリーのうえで沿岸群島国が、第五条の直線基線をそのままに沿岸群島への適用が可能であるという認識に立つていないことは注目されてよいであろう。

海洋法会議において、大洋群島国の立場は、とくにインドネシアとフィリピンの代表によつて説明された。インドネシア代表は、単一の地理的又は経済的単位としての群島問題を規律し、このような群島が大洋のまつただなかに位置している場合をも含むような規定を加えるように主張して次のように述べた。

低潮線から領海をはかるという伝統的な方法は、大陸の一部をなす陸の領土を沿岸国がもつという前提にもとづいている。……群島は、本質的に島のまわりに水域をもつ島というよりは、むしろ島によつて散らばめられた水域である。群島の領水の劃定は、全く異なる角度から考えられなければならない。群島は一つの単位とみなされるべきであり、島々の間および島々のまわりの水域は、陸土

の必要欠くべからざる全体をなすものとみなされるべきである。⁽³⁾

インドネシア代表のこの見解は、一九五七年二月一三日の、インドネシア群島水域の領水化のための布告に関連して説明された。インドネシア代表の一般演説において特にこのような制度の採択の理由として説明されている点は、群島間の交通の安全を確保する点におかれている。島々が相互依存の関係にあることを考慮して、戦時における安全確保の問題がことさらに強調されている。またアメリカ代表の批判に答えて、群島水域における外国船の航行の自由は保障されると説明した。海洋法会議は、群島問題をあつかうべきである。群島問題にもつとも直接に関係をもつ国が、少なくとも比較的弱いという事実は、その問題を未解決のままに残しておく理由にはならない。その数約一三〇〇〇といわれる島々とそれらの島の散在する広大の海域をもつ、大洋群島国としての主張として、群島問題に新しい問題を投じたといえよう。

フィリピン代表は、次のように述べている。

国際法委員会の原案は、まとまつた大洋群島 (compact outlying archipelagos) が全体としてあつかわれ、このような群島の島、小島および岩礁の間とその内にある水域が内水とみなされ、このような群島は単一の領海の帯によつてかこまれるべきである、という一般的に認められた原則を無視している。フィリピンは、群島内水域は、その大きさにかかわらずフィリピンの排他的主権に従うことになつている。フィリピン群島の周囲は、島や小島の連続した鎖となつていて、連続した鎖の内側には数々の海をもつている。そのもつとも大きな海は、スル海である。フィリピン群島内の水域の海底は、水深一〇〇フアソムをこえない連続した海底で (大陸) 棚を形成している。フィリピン群島は、一つの単位を形成し、島の間の海はその単位の一部である。⁽⁴⁾

フィリピン群島の領水劃定は、フィリピン政府の説明では、群島内水域における友好外国船の無言通航権を認めることを条件に、これらの海域を歴史的にも排他的主権においてきたとしてゐる。海洋法会議で、フィリピンは、群島に関して、第五条 (直線基線) においてか、あるいは第一〇条 (島) においてか新しい群島に関する条項の追加を修正案として提出した。⁽⁵⁾

まず第五条の修正として、

直線基線の方法は、群島を組成する部分が、まとまつた全体を形成するために相互に十分に密接であり、しかも群島が歴史的に単一体として集合的にみなされてきた海岸の沖にある群島に適用される。このような基線は、群島の一般の形状に従い、もつとも外側の島の海岸にそつてひかれる。このような基線の内側にある水域は内水とする。

又は第一〇条の修正として、

海岸の沖合にある島々が、まとまつた全体を形成するために相互に十分に密接であり、しかもそれらの島々が歴史的に単一体とみなされてきたとき、それらの島々は全体としてとりあげることができ、かつ第五条に規定された直線基線の方法が、それらの島の領海を決定するために適用することができる〔後段省略〕。

フィリピンのこれら二つの修正案は、いずれか一つの提案が採択されれば、他の提案は自動的に撤回されることになつていた。

沿岸群島国としてのユーゴスラヴィア提案も大洋群島国としてのフィリピンの提案も、群島における領水劃定に直線基線を適用しようとする点では同じである。ユーゴスラヴィアの提案では、直線基線の採用しうる群島の条件を、至近距離からや離れたところに拡大しているほか、第五条の諸項に示された条件を適用する趣旨であつたと解釈される。これに対してフィリピンの提案では、群島をまとまつた全体 (compact whole)、歴史的に単一体 (as a single unit) という条件でとらえ、基線のひき方を群島の一般の形状に従う (following the general configuration of the archipelago) という表現で制限しようとしている。いずれの提案も、第五条の適用海域を単一体としての群島海域に拡大することを意図していることは確かである。これら二つの修正案は、国際会議で結局は審議されなかつた。フィピンもユーゴスラヴィアも、会議の半ばでその修正案を撤回した。ユーゴスラヴィアが、その修正案を撤回しようとした段階で、海洋法会議の第一委員会では群島における領水の劃定問題について若干の討議が行なわれた。⁽⁶⁾

デンマーク代表ソレンセンは、ユーゴスラヴィアの修正案の撤回は遺憾であると述べ、事務局が用意した記録(A/CONF.31/16)を参考として、ユーゴスラヴィア提案をデンマーク提案として審議するよう要請した。デンマークは、その沿岸に群島水域をもつほか、北大西洋にフェール(Faeroe)群島をもっている。沿岸群島と大洋群島とをもつ国として、デンマークは、そこで採用されている海域劃定制度に決着をつけたいと考えていたことは明らかである。⁽⁷⁾ アイスランド代表(この国もまた群島国として知られている)は、この提案を支持した。⁽⁸⁾ デンマーク代表が、群島の規則の本格的討議によつて何らかの解決がえられるかも知れないとの期待をもつたのは、第五条の審議の過程で直線基線の長さを最大一五カイリとし、直線基線にかこまれる水域におけるの無害通航を認めようとする意向が強かつたことを考慮してのことであつた。

デンマーク代表のこのような見解に対して、イギリス代表フィツモーリスは、次のような意見を表明した。⁽⁹⁾

群島の問題は重要であるが、より慎重な研究が必要である。沿岸群島に比較して大洋群島の場合には問題はとくに複雑である。ある群島は、重なりあう領海によつてまとまつた群島となつてゐるが、他の群島は、広く散在している。広く散在した群島にユーゴスラヴィアの提案に示された原則を適用すると、陸の地域との比例関係において全体としてはずれた広大な水域を囲むことになる。その地位は、第五条の直線基線の長さを新たに限定することによつてそれほど単純化されるものではない。……従つて歴史的な水域と同じような方法で特別な研究のため審議を延期する方を選ぶようにしたい、と。

この説明は、デンマーク代表をしてその修正案を撤回させることになつた。海洋法會議は、群島における領水劃定に関する修正提案を実質的には全く審議しなかつた。島に関する規定に、第二項を加え、島の領海は、この条約の規定に従つて測定される、という条項が加えられ、また直線基線に関する規定は、ほぼ國際法委員會の原案のままに、直線基線の長さを限定することなく、修正されて、領海及び接続水域に関する条約の、第一〇条(島)と第四条(直線基線)の規定となつた。フィリピンは、海洋法會議の第一委員會での島の条文の採択に際して、その立場を留保することを述べ、第二次海洋法會議で

フィリピン⁽¹⁰⁾の群島理論をかきわけて展開した。領海及び接続水域に関する条約は発効した。しかし、アイスランド、フィリピン、インドネシアといった大洋群島国はこの条約に加入していないし、自国の沿岸に群島をもつ国のうちニューギラヴィア、デンマークなどはこの条約に加入したが、キューバ、カナダなどはこの条約に加入していない。このような現状において、領海及び接続水域に関する条約の規定は、群島の領水の劃定にどのような適用の可能性をもっているのだろうか。

- (1) UN Conference on the Law of the Sea, Official Records, vol. i, Preparatory Documents, Document A/CONF. 13/5 and Add 1 to 4, p. 80.
- (2) A/CONF. 13/C. 1/L. 59, UN Conference on the Law of the Sea, vol. iii, 1958, p. 227.
- (3) *Ibid.*, p. 15, p. 43-44.
- (4) UN Conference on the Law of the Sea, 1958, vol. iv, p. 7.
- (5) A/CONF. 13/C. 1/L. 98, *Ibid.*, vol. iii, d. 239.
- (6) UN Conference on the Law of the Sea, 1958, vol. iii, p. 162-163.
- (7) イギリスとフランスとの間で、一九五五年ノール群島周辺の漁業に関する交換公文が、当時存在していた。
- (8) フランスとイギリスとの間で紛議を生じていた。
- (9) UN Conference on the Law of the Sea, 1958, vol. iii, p. 162-163.
- (10) Second United Nations Conference on the Law of the Sea, 1960, p. 50-51.

五 領海及び接続水域に関する

条約の規定の解釈又は適用について

海洋法会議は、ハーグ会議以来、その法典化の課題として構想されてきたような、群島における領水の劃定についての特別な条項を採択するに至らなかつた。この意味においては、群島における領水の劃定の問題は解決されていない。それにもかかわらず、領海及び接続水域に関する条約の規定は、ある種の群島に適用されると解釈されている。

この条約の第一〇条は、島について次のように規定している。

群島における領水の劃定について

1. 島とは、自然に形成された陸地であつて、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。
2. 島の領海は、この条約の規定に従つて測定される。

条約第一〇条第二項の規定は、より具体的にいえば、島の領海は、海岸の低潮線(第三条)か、低潮線から独立した直線基線(第四条)か、から測定されることを意味している。一つの独立した島の領海が、島の海岸の低潮線からはかられることはいうまでもない。沿岸沖の群島について直線基線の適用の可能性を示唆したのは、国際法委員会の報告書の註釈においてであつた。どのような群島に直線基線が適用可能であるかについて、委員会は特別な註釈を加えていない。

島に関して直線基線の適用しうる場合は、領海及び接続水域に関する条約の第四条の定める条件を充たした群島と解釈される。第四条を群島にかぎつて修文すれば、次のように表現される。

1. 海岸に沿つて至近距離に一連の島がある場所においては、領海の幅を測定するための基線を引くにあつて、適当な地点を結ぶ直線基線の方法を用いることができる。
2. 直線基線は、海岸の一般的方向から著しく離れて引いてはならず、また、その内側の水域は、内水としての規制を受けるために陸地と十分に密接な関連を有しなければならない。⁽¹⁾
3. ⁽²⁾
〔省略〕
4. 直線基線の方法が1の規定に基づいて適用される場合には、特定の基線を決定するにあたり、当該地域に特有な経済的利益でその現実性及び重要性が長期間の慣行によつて明確に証明されているものを考慮に入れることができる。
5. ⁽³⁾
〔省略〕
6. ⁽⁴⁾
〔省略〕

第四条一項の規定に従えば、島について直線基線がひかれるためには、海岸に沿つて至近距離に一連の島がなければならぬ。英文では、“there is a fringe of islands along the coast in its immediate vicinity” と表現される条件がなければ

ならない。海岸に沿つて至近距離という表現は、この条文の立法過程から解釈するかぎり、主たる陸地の海岸に沿つて至近距離を示している。一連の島と邦訳されている“a fringe of islands”という表現は、海岸をふちどるような形状での島々の存在を意味しているように思われる。このように第四条一項を解釈するかぎり、直線基線の適用可能な地形をもつ沿岸群島は、かなり制限されていると理解されるべきであろう。このような制限があると理解されたために、ユーゴスラヴィアなど沿岸群島国が、群島そのものを純粹にあつかつた規定の必要を主張したと考えられる。⁽³⁾沿岸群島における領水の劃定が、少くとも第四条の条件を緩和するか、外辺の島々の間の距離によつて限定するかについて、一致した意見は存在しなかつた。第四条一項は、主たる陸地から島の距離を至近距離と表現し、外辺の島々の間を一連の島と表現して、一定の数値によつて直線基線の長さを限定する方向を放棄した。

沿岸ぞいにある島々に直線基線を適用できるか否かは、第二項以下の条件によつて実質的な制限をうけている。海岸の一般的方向から著しく離れて引いてはならない、基線内の水域は内水としての規制をうけるために陸地と十分密接な関係を有しなければならぬ、ことである。海岸の一般的方向は、主たる陸地の海岸の一般的方向を意味し、群島の一般的方向を意味しているわけではない。内水としての規制は、領土内の規制とほぼ同じ基準で沿岸国が規制の権利と義務を負う程度を意味している。このような条件に従つて、沿岸国は、特定の直線基線を決定するにあつて、当該地域に特有な経済的利益で、その現実性及び重要性が長期間の慣行によつて明確に証明されているものを考慮に入れることができる。直線基線の制度は、伝統的な海の国際法の視角からいへば厳格な解釈を要求される制度であつた。⁽⁴⁾

しかし、海洋法会議における動向は、必ずしも第四条をこのように解釈しない傾向に動いていたように思われる。主たる陸地からの至近距離や一連の島の間の距離を限定していないこと、つまり領海の幅の二倍、一〇カイリ、あるいは一五カイリといった、直線基線の長さを画一的に決定していないことは、その長さを沿岸国のそれぞれの条件に従い、第四条の条件

を實質的に拡大解釈できると判断し、若干の国々は、沿岸群島水域の領水化を現に進めている。群島の領水劃定をとりあつた研究は、数すくないが、多数の意見は、多少拡大された沿岸群島に関して第四条の直線基線が適用されると理解しているようである。⁽⁵⁾ 第四条の規定そのものが、確乎としたしかも厳格な規則と考えない国々は、沿岸群島と本土との一体性又は沿岸群島を一つの単位と考えるしくみが、第四条の枠内で理解できると解釈している。領海及び接続水域に関する条約に加入した、ユーゴスラヴィアやデンマークの立場は、この意味において理解することができるであろう。

第四条の直線基線が、一つの単位という概念の沿岸群島海域に適用可能であるという解釈がなり立つとすれば、同じ群島概念から出発した大洋群島へ類推して直線基線を適用することが可能であろうか。海洋法會議の審議を通じて、大洋群島における領水の劃定の問題は、未解決の問題であつたといえよう。大洋群島に島に関する第一〇条を適用して、群島の島々はそれぞれ領海をもつことは確かである。しかし大洋群島に直線基線を適用するために第四条を準用することは、かなり擬制された解釈を必要とする。群島のある一つの島を主たる陸土とし、その主たる島から至近距離にある一連の島に直線基線を引くことが不可能なわけではない。しかし、このようにして直線基線をひくことは、ある大洋群島においては、群島を単一体としてあつかう結果をもたらすかも知れない。このようにして結果的に直線基線の適用の可能となる大洋群島は、群島の規模が小さくかつ直線基線によつて含まれる海域が比較的狭いものに限定されるかも知れない。この種の狭い大洋群島の外側には直線基線を認めようとするのが、ハーグ會議以来の群島問題の提案の大方の趣旨であつたのかも知れない。第四条の直線基線の解釈によつて、たとえばインドネシア群島やフィリピン群島の直線基線による領水劃定を正当化することは困難であろう。インドネシア群島やフィリピン群島の直線基線による領水の劃定には、少くとも領海及び接続水域に関する条約に入れられなかつた、群島に関する特別な規定⁽⁶⁾が必要とならう。

一九五八年の國際連合の海洋法會議にその準備記録として提出された、イーベンセンの調書⁽⁷⁾は、大洋群島における領水劃

定について次のような提言を行なつている。

1. 一つの国に属し、かつ合理的に全体として考えられる群島の場合において、領海の範囲は群島のもつとも外側の島および小島の外側の諸点からはかられる。第五条（直線基線）のもとで規定された直線基線は、このような劃定に適用することができる。
2. 群島を組成する島および小島の間ならびにその内側にある水域は、本条第三項に規定されたものを除き内水とする。
3. 群島の島および小島の間ならびにその内側にある水域が海峡をなしているところでは、このような水域は外国船の無害通航のために閉鎖することはできない。

このような提言が、大洋群島における領海劃定の現行法であるかどうかは疑わしいにしても、領海及び接続水域に関する条約の第四条に関係づけ、沿岸群島と大洋群島との領水劃定に、ある種の均衡を保つ意味あいでの立法論としては注目されなければならない。とはいへ、この提言は、大洋群島を周辺の島の間に至近距離だけで限定してきた提案に比較して広い大洋群島における領水劃定を正当化することになる。このため群島が広く散らばつているところでは、群島内に含まれる島の間の距離も、全体としての群島の評価に加えられなければならないかも知れない。⁽⁸⁾大洋群島に、単なる島と異なつた制度を適用すべきであるということは、学説でも一般に支持されている。しかしどのような大洋群島に、どのような規則を適用するかは、領海及び接続水域に関する条約の解釈から、沿岸群島の場合以上に明らかではない。条約は、第四条一項の地理的条件を充たした沿岸群島以外の群島に適用可能な規定を設けていない。⁽⁹⁾第四条一項の条件を充足しない群島の領水の劃定が、第一〇条（島は領海をもつという趣旨）の規定の適用によつて解決されていると解釈することは妥当ではない。

(1) 「省略」としたのは、群島の領水劃定に関係がないためでなく、説明の便宜上のためである。

(2) この条約の第五条は、1 領海の基線の陸地側の水域は、沿岸国の内水の一部を構成する。2 第四条の規定に従つて設定した直線基線が従来領海又は公海の一部とみなされてきた区域を内水として取り囲むことになる場合には、……無害通航権は、これらの水域において存続する、と規定する。

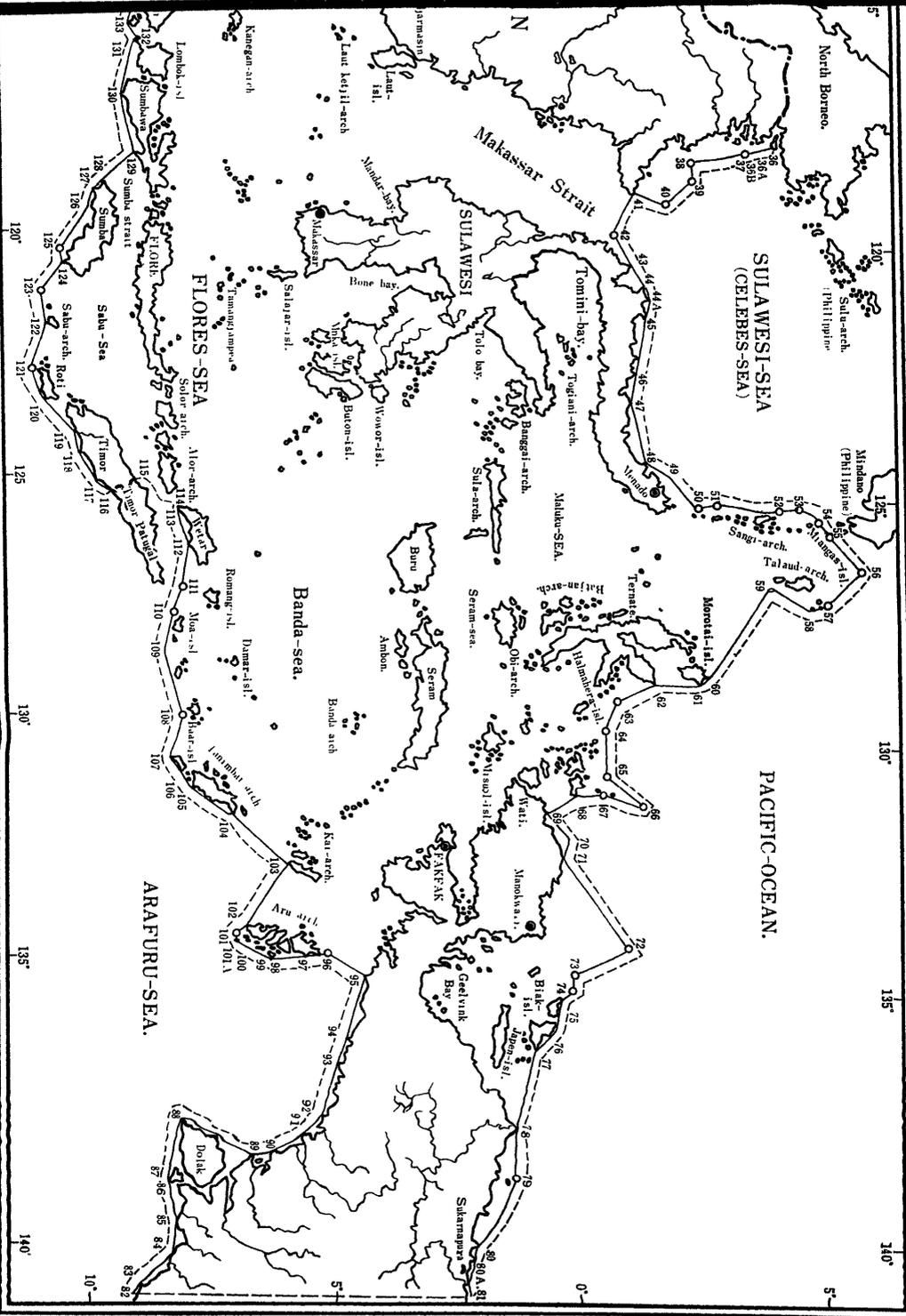
(3) 一四―一五頁参照。

- (4) 公海の自由を沿岸国の利益に優先させて考えようとする立場は、海域劃定をなるべく狭く制限しようとする立場で解釈する方向を示してきた。
- (5) 横田喜三郎 海の國際法 上巻 昭和三四年 一四七—一八頁。Sørensen, M., *The Territorial Sea of Archipelagos*, VARIA JURIS GENTIUM, 1959, p. 326-327.
- (6) 一六一—一七頁參照。
- (7) A/CONE/13/18, *Certain Legal Aspects concerning the Delimitation of the Territorial Waters of Archipelagos*, by Jens Evensen, (Preparatory Document No. 15) p. 302.
- (8) Sørensen, *op. cit.*, p. 327.
- (9) ソレンセン教授は、大洋群島に領海条約第四条の直線基線の適用可能な場合を詳しく展開している。 *op. cit.*, p. 328—329. 參照。

六 結 語——最近の海洋法の動向と群島問題

群島における領水の劃定の問題は、学説においても実行においても未解決の問題を残している。学説においては、ある種の群島における領水の劃定を、一つの島の領海の劃定から區別してとりあつかうことが一般に認められている。どのような群島に通常の島の領海の劃定と異なつた制度をどのように適用するかについて意見の一致がない。何が群島であるかの國際法上の定義もない。群島問題が、これまでしばしばとりあげられながら、なお解決できないものもつとも大きな理由は、世界に散在する群島の地理的多様性によつてゐる。多様なかつ複雑な群島とそこで現に適用されている制度を正確に伝える資料は存在していない。群島における領水の劃定の制度を、もし近い将来において再び法典化の課題として討議する場合には必要なものは、何よりも群島に関する事実の認識でなければならない。この意味において、國際連合は、群島における領水の劃定問題の討議資料として、世界の群島の地理的形状とそこで行なわれてきた制度の資料を収集し、諸國に提供すべきである。

lines of the Indonesian Maritime Territory.



群島における領水の劃定の問題は、実行においても画一的な形式では解決されていない。それは沿岸群島と大洋群島の間ばかりでなく、それらの群島をかかえる国の実行においても異なつてゐる、イーベンセンの資料は、限られた範圍であるが、その素材を提供してゐる。⁽¹⁾ 沿岸群島と大洋群島を、群島という一つの制度の枠内において理解する伝統的な法典化の考へ方は、イギリス・ノールウェー漁業事件の國際司法裁判所の判決とその判決を極端にまで一般化した、國際法委員會の最終報告書ないしは領海及び接続水域に関する条約の、島の領海と直線基線の関連規定によつて偏向された。⁽²⁾

領海及び接続水域に関する条約の規定は、ある種の沿岸群島の領水の劃定に適用することができ、しかし条約のその規定は、規制の対象として従来考えられてきた沿岸群島のカテゴリーのすべてを解決したものと解釈することはできない。どのような沿岸群島が単一体としてあつかわれるかの問題について、条約の直線基線から導かれる基準を適用して合法か不法かを判断することはできない。条約の島と直線基線の規定が、沿岸群島から區別された単一体としての大洋群島の決定基準を提供していると解釈することもできない。領海及び接続水域に関する条約の關係規定は、群島における領水の劃定の問題の大部分を残していると理解される。

領水の劃定は、沿岸国の一方的行為として行なわれるという原則が、海洋政策の前面にあらわれ、劃定行為の國際的局面における有効性の原則は、海洋政策の背後におしやられる傾向がある。最近の海の國際法の傾向——それは法というよりは事実上の規範の傾向にすぎないが——は、領海の拡大問題にせよ、直線基線の一般化問題にせよ、領水の劃定を沿岸国の一方的裁量にゆだねる事実上の動きとなつてゐる。群島における領水の劃定の問題についても、同じ傾向がみられる。沿岸海域における直線基線の設定が、領海及び接続水域に関する条約の直線基線と異なつた形で——内水という厳格な条件に従わない形において——行なわれる実行も推進されてゐる。その顕著な傾向は、ここ数年のカナダの立法に示されてゐる。⁽³⁾ カナダの直線基線が、主として漁業などの經濟問題を中心に、広い海域を含んで大幅に適用されてゐるとき、沿岸群島に拡大適

用される制度が、大洋群島に適用されないことは不公平であるという感覚が生ずるであろう。内水とするためには狭くなければならぬという考えが、領海とするためには無害通航を認めるためにやや広くてよいという考え方に發展し、更に領海から區別された漁業などの經濟水域では自由航行を認めるために一層広くてよいという考え方に發展することは容易に想像されるであろう。フィリピン群島の領水劃定の理由づけとして、海域が一〇〇ファソムをこえない海底の事情が援用されたり、インドネシア群島⁴の領水劃定に外国船の通航を保障するといった条件が示されているのは、大洋群島における領水の劃定の問題が新しい視野からの検討を要請されているとみなければならぬ。

主要な海洋諸国の関心は、むしろ大洋群島の領水の劃定においては、その海域の自由航行の確保におかれている。公海における漁業の自由の確保の要請は、日本を別として漸次後退している。漁業管轄権の拡大の傾向と大陸棚の外縁を大陸棚外縁の一般的方向によつて劃定する動きが生じてきた現在の段階で、群島における領水の劃定の問題は新しい局面を迎えている。海洋諸国が、公海における自由な航行の確保だけに関心をむけ、群島諸国が群島水域における漁業や海底資源の開発に ついての經濟的利益の確保だけに関心をむけている段階で、群島における海域劃定の問題は、従前の内水や領海とは異なつた新たな性質の海域劃定の問題として考えられなければならないであろう。このことは、単にインドネシア群島やフィリピン群島の海域劃定の問題だけでなく、最近に南太平洋のフィジー、ナウル、西サモア、トンガ、クック諸島といった大洋群島に、いわゆる群島理論を適用しようとする動きのなかにも理解することができる。

(1) イーベンセンの資料によれば、沿岸群島にひかれた直線基線の長さは、たとえば、ノールウエーにおいて最大四四カイリ、アイスランドにおいて最大六六カイリであり、大洋群島にひかれた直線基線の長さは、たとえば、ガラパゴスにおいて、四八、六二、三三、一一四、一四七、七六、四七カイリである。この資料は、一九五七年の資料で、その後群島に直線基線を採用した国もあるため、改訂される必要を生じている。

(2) 一九五一年のイギリス・ノールウエー漁業事件で、群島において島の領海は各島から測られる実行の書証として、イギリスの提出した、イギリス統治下のフィジー、クック諸島の領水劃定は、最近変更され、群島理論による領水劃定が行なわれた。

(3) カナダは、最近の例として、一九七〇年二月二六日、セントローレンス湾、ファンディ湾とともにブリティッシュ・コロンビア州沖の、アレクサンダー諸島、クインシャロット諸島、バンクラー島を結ぶ直線基線を設定した。その長さは二八カイリ、九七カイリ、三二カイリである。International Legal Materials, vol. X, Nur. 2, 1971, p. 437-p. 440 参照。

(4) 大洋群島に、いわゆる群島理論を適用した最大の規模の例は、インドネシア群島の場合である。インドネシア群島は、東経九五度から一四一度、北緯六度から南緯一度、赤道を以て、約一〇〇〇〇(記録では七九〇〇から一三〇〇〇まで島数は必ずしも一致していない)の島々から成っている。インドネシア群島の直線基線による領水の劃定は、一九五七年二月二三日に行なわれた。この決定は、オランダ統治下の一九三九年の法令による各島から領海三カイリをはかるという原則の変更をもたらした。この措置に対して、アメリカ、イギリス、オランダ、オーストラリア、日本は、抗議を行なった。一九六〇年二月一八日のインドネシア領海法は、群島の外辺の諸島を結ぶ直線基線を採用し、基線内の水域を内水とし、その基線から一二カイリの領海をはかることを内容としている。その劃定の具体的内容は、この論文に添附した地図に示された内容である。直線基線は、基点第一点から第一九五点までの諸点を結んでいる。島の間の距離は、第五九一六〇点で、一二二・七カイリ、第七一一七二点で、一二二・五カイリ、第一五五一一五六点で、一〇二・五カイリ、である。直線基線の約三分の二は二四カイリをこえている。

インドネシア政府決定の理由づけは、歴史的権原の援用のない単純な群島理論にもとづいている。群島を単一体としてあつかう根拠は、安全保障、島間の交通の安全確保、国の資源を保留する必要などにおかれている。インドネシア内水における外国船の平和的航行は、一定の規制の下で認められている。いくつかの海洋国が、インドネシア群島の領水の劃定に抗議したが、隣接する国々の態度は、その後積極的に反対しなかつた。インドネシア群島の北に接するフィリピンは、歴史的権原と群島理論を援用して領水の劃定を行なっており、群島理論の正当性を主張している。北西のマラッカ海峡に接するところでは、マレーシアとの間に海峡における境界の劃定が条約によつて行なわれている。南のオーストラリア、ニュージールランドの立場は、バプア、ニューギニアから東南に拡がる群島をかかえて、大洋群島に固有な領水劃定を容認しようとしている。日本は、政府の立場において抗議したが、日本の民間漁業団体は、インドネシア諸島間の水域における日本漁船の操業に関する暫定取極をインドネシア政府機関との間に締結して、インドネシア水域で許可操業に従事している。このような事情のもとで、インドネシア群島海域における直線基線による領水劃定から、今や十余年経過した。この事實は、群島における領水の劃定を一定の距離で画一的に限定する試みを次第に困難にさせている。